

医療制度改革大綱(平成17年12月1日)において

「生活習慣病予防の徹底」を図るため  
医療保険者に対し

健診・保健指導の実施を義務付け

平成20年4月開始

内臓脂肪症候群に着目

メタボリックシンドローム

政策目標(平成20年度に対し27年度には)  
生活習慣病有病者・予備軍を 25% 減少

↓  
中期的には医療費の伸びの適正化を図る

# 内臓脂肪症候群に着目する意義 (メタボリックシンドローム)

内臓脂肪の蓄積・体重増加



血糖・中性脂肪・血圧の上昇と  
ともに様々な形で血管を損傷



心血管疾患・脳血管疾患・  
人工透析の必要な腎不全

健診・  
保健指導

発症リスクの低減  
と重症化の予防